

米国の人権侵害に関する輸入規制の 執行状況とその影響

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部米州課 甲斐野裕之

2025年1月16日



調査部 米州課

甲斐野 裕之

かいの ひろゆき

- 2017年、ジェトロ入構。対日投資部対日投資課（2017～2019年）を経て、海外調査部米州課（2019～2022年）で米国・カナダの調査を担当。
- 2022～2024年に米国首都ワシントンのシンクタンク戦略国際問題研究所（CSIS）日本部客員研究員。バイデン政権の通商政策やテクノロジー関連政策、連邦議会の動向、日本企業の米国ビジネスへの影響について情報収集・発信。
- 2024年2月から米州課リサーチ・マネージャー。米国の政治経済動向や通商政策などの調査を担当。

本日の講演内容

- I. 関税法307条に基づく措置**
- II. ウイグル強制労働防止法（UFLPA）に基づく措置**
- III. 日本企業の対応状況（2023年度調査）**

本日の講演内容

- I. 関税法307条に基づく措置**
- II. ウイグル強制労働防止法（UFLPA）に基づく措置
- III. 日本企業の対応状況（2023年度調査）

1 | 関税法307条により強制労働製品の輸入を禁止

- サプライチェーンと人権に関する米国の輸入規制は「**1930年関税法307条**」がベースに。同条は米国外で強制労働や児童労働を利用して生産された物品の輸入を禁止している。
- 米国税関・国境警備局（CBP）は、輸入される物品が強制労働により生産されたという合理的な証拠がある場合、**違反商品保留命令（WRO）**を発令して輸入を差し止めることが可能。

有効なWROの発令状況



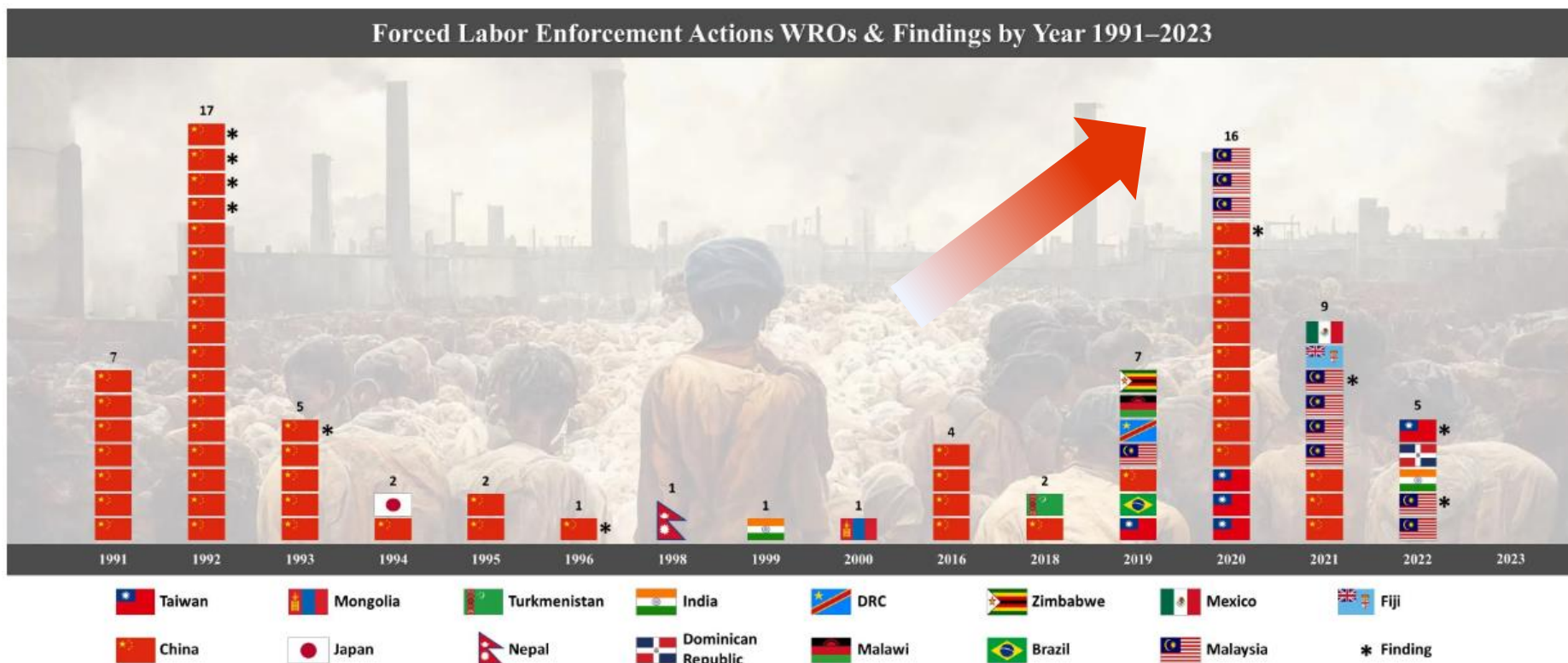
（注）関税法307条で、強制労働は「ある者が不履行に対する罰則の脅威の下で強要され、かつその労働者が自発的に提供しない一切の仕事またはサービス」と定義されている。

（出所）CBP

2 | WROの発令は2016年以降に増加

- 関税法307条は元々、米国内の需要を国内生産で満たせない製品には適用されないという例外規定が含まれていたが、2016年に成立した貿易円滑化・貿易執行法により例外規定が削除。
- 2016年以降、CBPは関税法307条の執行を強化し、**WROの発令件数は著しく増加**。中国産品に対するWROが目立つが、マレーシアなど他国産品が対象になるケースも。

WROの発令件数の推移

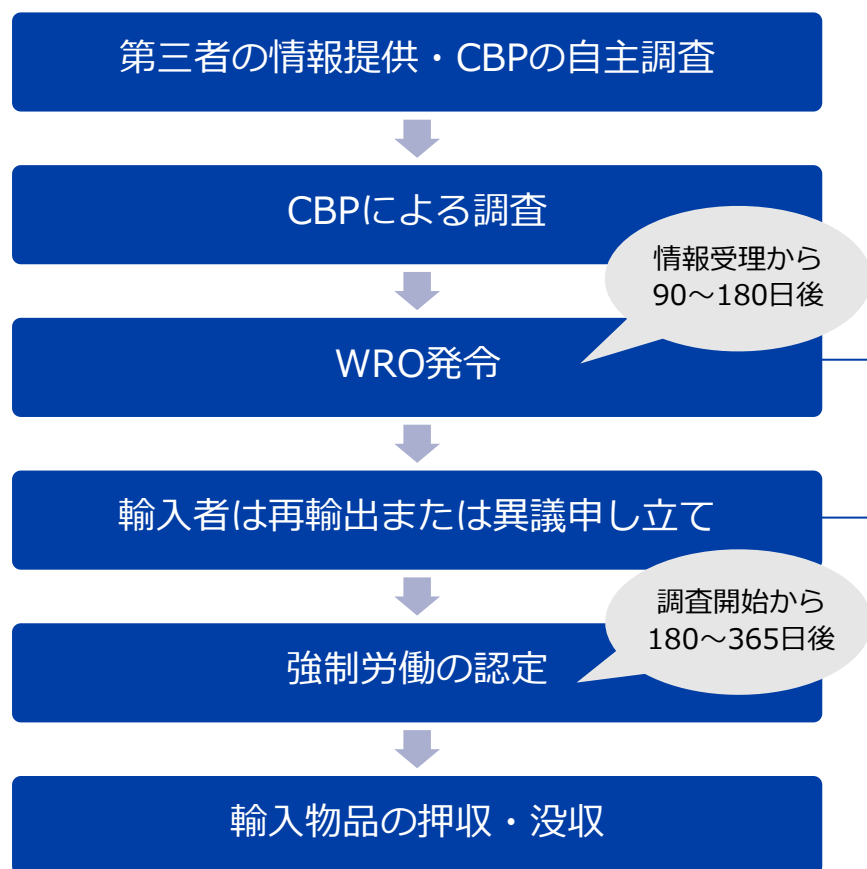


(出所) CBP (<https://www.cbp.gov/trade/forced-labor/withhold-release-orders-and-findings>)

3 | 輸入者は異議申し立てが可能

- CBPは第三者が提供した情報や自主調査により、輸入物品が強制労働により生産されたと確定的ではないものの合理的な情報を得た場合、WROを発令。
- 輸入者はWRO対象物品の**米国外への再輸出**や**CBPへの異議申し立て**が可能。関税法上、重大な過失などによって、誤った情報を提供することで輸入した場合、民事制裁金の対象になる。

WROに関わるプロセス



WRO発令が罰金につながる事例も・・・

CBPは2016年5月、中国企業（Inner Mongolia Hengzheng Group Baoanzhao Agricultural and Trade）が生産したステビア（甘味料）を対象にWROを発令。さらに、調査を通じて、米国企業Pure Circle U.S.A.がBaoanzhaoからステビアの粉末およびその派生製品を輸入していたとの証拠を入手したとして、2020年8月に民事制裁金を科した。

WROの対象となった物品の輸入者は、輸入日から3カ月以内に、CBPに以下の書類を提出して異議申し立てをすることができる。

- ① 当該輸入品の外国販売者または所有者が署名した、当該輸入品が強制労働産品ではないことを証明する原産地証明書
- ② 以下の詳細を示す最終荷受人による説明書：
 - (a) 当該輸入品およびその原材料の調達先、ならびに当該輸入品および原材料の生産に用いられた労働の性質を確認するためにあらゆる合理的な努力をしたこと、
 - (b) その調査結果、
 - (c) 当該輸入品および原材料の生産過程で強制労働が用いられているか否かの意見

本日の講演内容

- I. 関税法307条に基づく措置
- II. ウイグル強制労働防止法（UFLPA）に基づく措置**
- III. 日本企業の対応状況（2023年度調査）

1 | UFLPAは人権に関する輸入規制を強化

- 2022年6月21日、中国の新疆ウイグル自治区が関与する物品の輸入を原則禁止する「**ウイグル強制労働防止法（UFLPA）**」が施行。
- UFLPAは関税法307条の執行を強化。同自治区で生産された物品は「強制労働を利用して生産された」と推定し、307条に基づいて輸入を差し止める。

1930年関税法307条

新疆ウイグル自治区が関与する物品などについては、
307条に代わってUFLPAが優先され、CBPの執行権限が強化

ウイグル強制労働防止法（UFLPA） ※2021年12月成立、2022年6月施行

- (1) 新疆ウイグル自治区で物品の採掘・生産・製造が行われた場合、または
- (2) 「**UFLPAエンティティ・リスト**」で指定された事業体が物品の採掘・生産・製造に関与した場合、
➡強制労働の利用があると推定し、307条に基づいて物品の輸入を禁止する。

※ 全ての産業分野の物品がUFLPAの執行対象となるが、国土安全保障省は**優先執行分野**を指定。



2 | 強制労働のリスクがある事業体をリスト化

- 米国政府は、新疆ウイグル自治区における強制労働に関与していると特定した事業体を「**UFLPA エンティティー・リスト**」に掲載。これら事業体が生産した物品も輸入禁止の対象に。
- 2024年11月時点で、**107企業・団体**を掲載（併せて指定している子会社や関連組織を除く）。追加指定される事業体の産業分野は拡大傾向にあり、**同自治区以外に所在する企業も対象**に。

UFLPAエンティティー・リスト掲載事業者

- ① 新疆ウイグル自治区において、全体または部分的に強制労働を伴う商品、製品または物品を採掘、生産、または製造する事業体
- ② 新疆ウイグル自治区政府と協力して、強制労働者、ウイグル族、カザフ族、キルギス族、その他の迫害された集団のメンバーを募集、輸送、移送、収容、または受け入れる事業体
- ③ ①または②の事業体が全部または一部を採掘、生産、または製造した製品を中国から米国に輸出した事業体
- ④ 新疆ウイグル自治区、または強制労働を使用する中国政府の労働プログラムの目的で新疆ウイグル自治区政府もしくは新疆生産建設兵団（XPCC）と協力する者から材料を調達する事業体および施設

米国政府は累次にわたりリストを拡大

いずれも中国企業

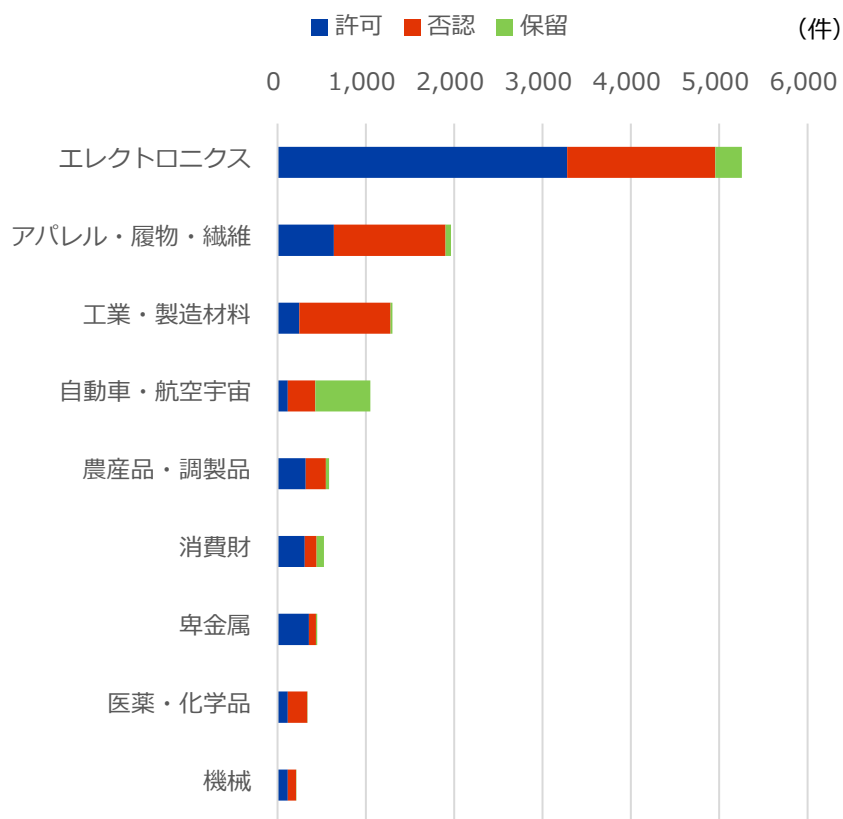
発表年月	追加された企業
2023年6月	化学製品企業、プリンター製造企業、その子会社8社の計10社
8月	鉛蓄電池製造企業と食品添加物などの製造企業の計2社
9月	繊維関連企業3社
12月	砂糖製造企業、磁気デバイス製造企業、繊維製造企業の計3社
2024年5月	繊維企業26社
6月	水産加工品メーカー、靴メーカー、アルミニウム・黒鉛メーカーの計3社
8月	マグネシウム肥料・合金の製造販売企業3社、非鉄金属採掘・建設資材製造企業2社を計5社
10月	鉄鋼石採掘・鉄鋼製造企業、人工甘味料製造販売企業の計2社
11月	①繊維関連企業3社 ②銅などの採掘加工企業、アルミニウム製品企業、農産品・食品企業の計29社

（出所）米国政府発表から作成。最新のUFLPAエンティティー・リストは国土安全保障省ウェブサイト（<https://www.dhs.gov/uflpa-entity-list>）参照

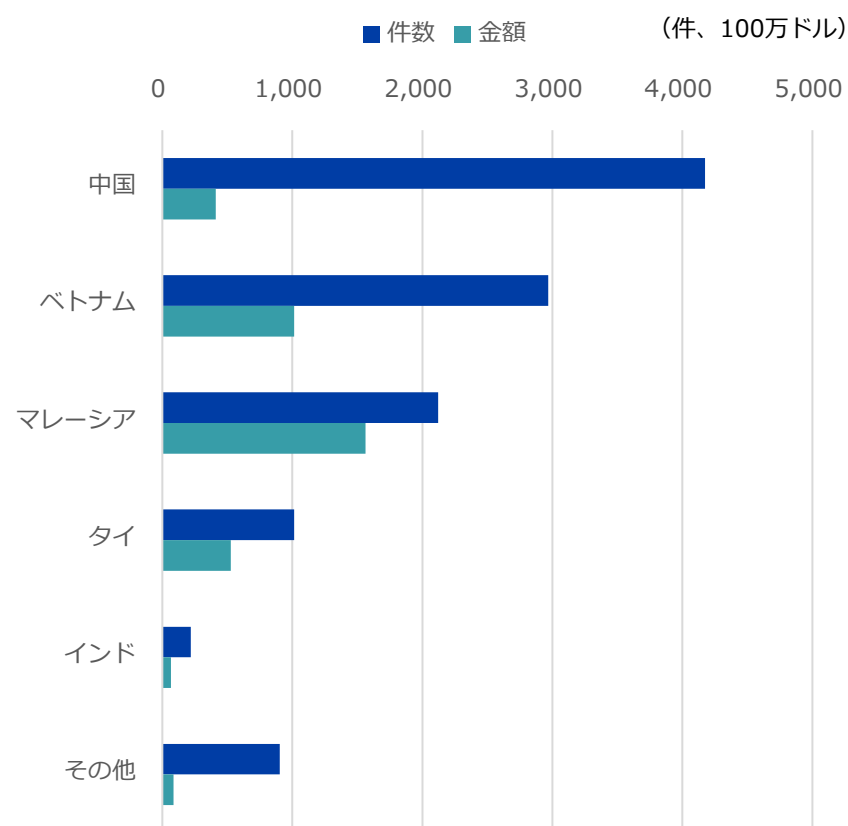
3 | 差し止め件数はエレクトロニクス分野が最多

- UFLPAに基づく輸入差し止めはこれまでに**1万1,334件（36億7,000万ドル相当）**に上る。そのうち、47%が輸入許可、43%が否認、10%が保留の状態。
- 産業別には**エレクトロニクスが5,258件で約半数**を占める。原産国別にみると、件数ベースでは中国が4,174件と最多だが、金額ベースではマレーシアが16億ドルで最大。

UFLPAの執行状況（産業別）



UFLPAの執行状況（原産国別）



(出所) CBP統計（2024年12月1日時点）から作成

<https://www.cbp.gov/newsroom/stats/trade/uyghur-forced-labor-prevention-act-statistics>

4 | 中国はアパレル、東南アジアはエレクトロニクスが中心

- 原産国別に輸入差し止め件数の多い産業をみると、中国はアパレル・履物・織物や自動車・航空宇宙を筆頭に幅広い産業で差し止めがみられる。
- 一方、ベトナムやマレーシアなど東南アジア諸国はエレクトロニクスや工業・製造材料など少数の産業に偏っている。

国別の執行件数上位5産業

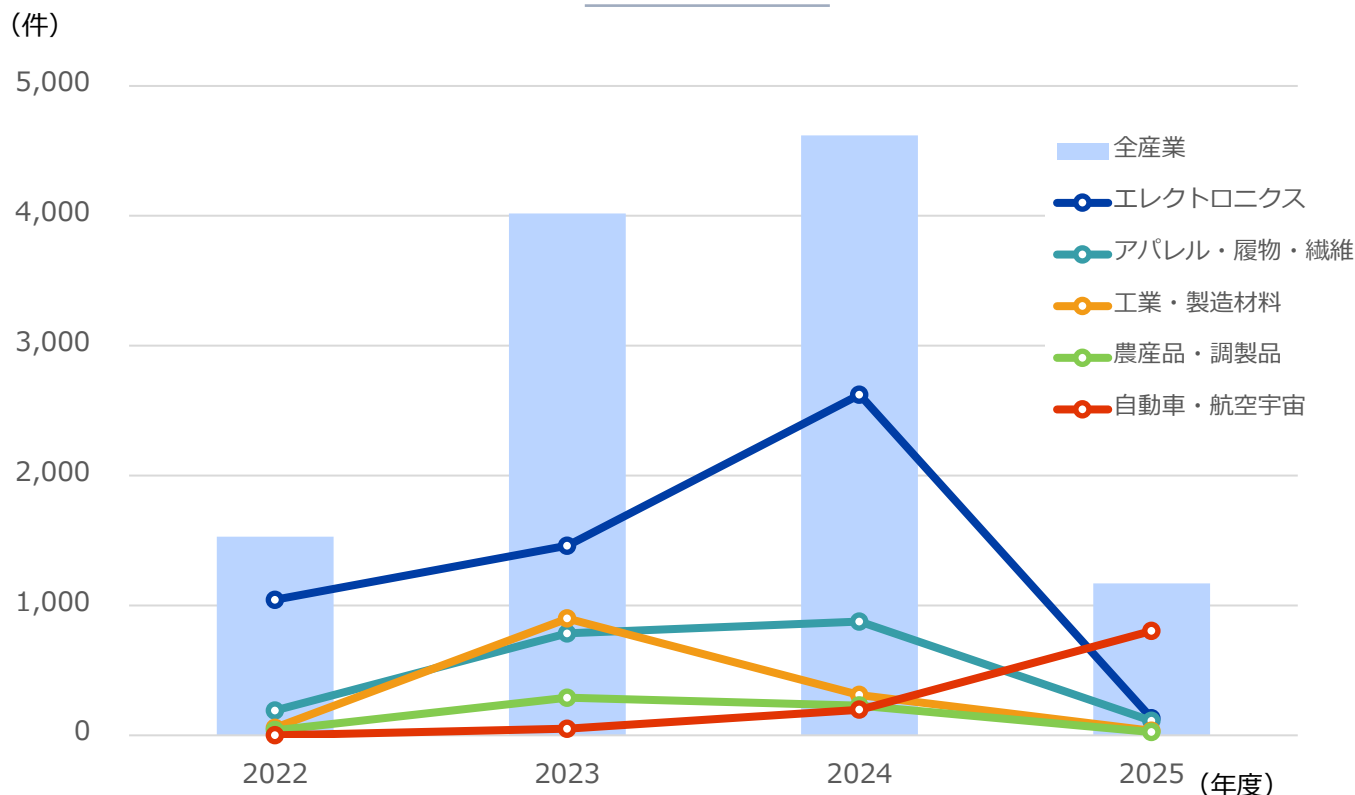
順位	中国	ベトナム	マレーシア	タイ	インド
1	アパレル・履物・織物 (994件)	エレクトロニクス (1,539件)	エレクトロニクス (2,025件)	エレクトロニクス (998件)	エレクトロニクス (217件)
2	自動車・航空宇宙 (943件)	工業・製造材料 (841件)	自動車・航空宇宙 (83件)	自動車・航空宇宙 (14件)	アパレル・履物・織物 (3件)
3	農産物・調製品 (565件)	アパレル・履物・織物 (572件)	機械 (12件)	アパレル・履物・織物 (1件)	—
4	消費財 (519件)	自動車・航空宇宙 (10件)	卑金属 (2件)	機械 (1件)	—
5	工業・製造材料 (456件)	消費財 (6件)	消費財 (1件)	—	—

(出所) CBP統計（2024年12月1日時点）から作成

5 | 輸入差し止めは幅広い産業に拡大

- 輸入差し止めは当初、太陽光パネルを含むエレクトロニクスなど優先分野が中心だったが、2023年以降、優先分野以外にも拡大。
- 自動車・航空宇宙や工業・製造材料、卑金属分野の差し止め件数の伸びが目立つ。

執行件数の推移



「どの産業分野もUFLPAと無関係ということはない。われわれは今後も産業分野を問わずに（新疆ウイグル自治区での強制労働に加担する）企業を特定し、搾取や虐待から利益を得ようとする者の責任を追及していく」（2024年10月2日プレスリリース）



国土安全保障省
ロバート・シルバース次官

（注）産業は執行件数上位5産業のみ表示。2022年度は2022年6～9月、2023年度は2022年10月～2023年9月、2024年度は2023年10月～2024年9月、2025年度は2024年10～11月。

（出所）CBP統計（2024年12月1日時点）から作成

6 | 米連邦議会が自動車分野への調査を強化

- ワイデン上院財政委員長は2022年12月には**自動車大手8社**に、23年3月には同8社に加えて**部品大手5社**に、各社のサプライチェーンと新疆ウイグル自治区の関係について質問状を送付。
- 24年5月に、自動車サプライチェーンと中国での強制労働との関係に関する報告書を公表。6月には報告書に基づきBMWに個別の質問状を送付。

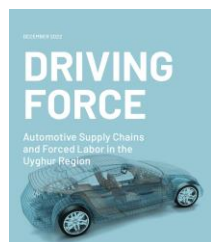
米議会からの自動車分野への主なアクション

年月	アクション	内容
22年12月	自動車8社への質問状	GM、フォード、テスラ、トヨタ、ホンダ、フォルクスワーゲン、メルセデスベンツ、ステランティスに対して、サプライチェーンDDの状況を質問
23年3月	自動車部品5社への質問状	コンチネンタル、デンソー、マグナ・インターナショナル、ロバート・ボッシュ、ゼット・エフ・フリードリヒスハーフェン（ZF）に対して、サプライチェーンDDの状況を質問
24年5月	報告書の公表	- BMW、VW、ジャガー・ランドローバーがUFLPAエンティティ・リスト掲載企業の部品を含む完成車を米国に輸入したと指摘 - 国土安全保障省にUFLPAの執行強化と透明性確保を要求
24年6月	BMWへの質問状	- 上記報告書に基づき、BMWに具体的なサプライチェーン調査方法など14項目の質問を送付 6月10日送付で同21日までに回答と、非常にタイトな要請

きっかけは2022年12月公表の研究報告書

「Driving Force –Automotive Supply Chains and Forced Labor in Uyghur Region」

- 英国シェフィールド・ハラム大学の研究報告書が、自動車のサプライチェーンに新疆ウイグル自治区における強制労働が関わっていると指摘。
- 鉄鋼、アルミ、銅、バッテリー、エレクトロニクス、インテリア・タイヤ・その他、の各章において、強制労働に関与する中国企業やその実態を明らかにした。



（出所）米連邦議会ウェブサイト等

7 | 輸入差し止めに対し企業が取り得る対応

- 輸入が差し止められた場合、輸入者は30日以内に**輸入例外申請**を行うか、輸入品が同法の対象か否かを判断する**適法性審査**を求めることが可能。
- 輸入者はCBPのガイダンスに基づいて、必要書類を提出。書類提出は、税関の電子申請システム（ACE）上で行える。

輸入差し止めへの対応

UFLPAの対象外との証明（適法性審査）

- 差し止められた輸入物品とその原材料が新疆ウイグル自治区で生産されておらず、かつUFLPAエンティティー・リスト掲載事業体がサプライチェーンに関与していないことを示す

または

UFLPAの対象だが強制労働はないとの証明

- UFLPAに基づくデューディリジェンスやサプライチェーン追跡・管理などに関するガイダンスを順守し、税関の照会に対応
- 輸入物品が強制労働に依拠していないことを証明する「明確かつ説得力のある証拠」を提出し、CBP局長が認めれば輸入が可能となる（いわゆる輸入例外）

CBPは2024年2月、適法性審査に関わる2つのガイダンスを公表

① 適法性審査のためのベストプラクティスに関するガイダンス

審査を円滑化するために輸入者が提出すべき資料として、取引関係者や原材料に係る支払いと輸送に関する文書、製品と原材料の原産地に関する文書を例示。また、輸入者が輸入前に行うべき対策のほか、輸入差し止め通知を受け取った際やCBPへの提出書類を準備する際取るべき対応も列挙。

<https://www.cbp.gov/document/guidance/best-practices-applicability-reviews-importer-responsibilities>

② 適法性審査のために提出すべき資料に関するガイダンス

各資料の概要を説明する文書も含めるよう要請。具体的には、文書の目次やサプライチェーンの各段階をつなぐ情報などを挙げた。

<https://www.cbp.gov/document/guidance/guidance-executive-summaries-and-sample-tables-contents>

参考 | CBPから求められる可能性のある文書の種類と性質

種類	文書の例
A) A.デューディリジェンス・システムの情報（デューディリジェンスのシステムまたはプロセスを示す文書）	・ 強制労働のリスクを評価し、対処するためのサプライヤーおよびその他のステークホルダーとの関わり ・ サプライチェーンのマッピング、および原材料から輸入物品の製造までのサプライチェーンに沿った強制労働リスクの評価 ・ 強制労働の使用を禁じ、中国政府の労働スキームを利用するリスクに対処する書面によるサプライヤーの行動規範など
B) サプライチェーン追跡情報（原材料から輸入物品までのサプライチェーンを追跡する文書）	サプライチェーン全体に関する証拠 ・ 輸入物品およびその構成品を含むサプライチェーンの詳細な説明 ・ 荷送人および輸出者を含むサプライチェーンにおける事業体の役割 ・ 生産工程の各段階に関連するサプライヤーのリスト ・ 生産工程に関与する各企業または事業体からの宣誓供述書など 商品またはその構成部品に関する証拠書類 ・ 発注書 ・ 全てのサプライヤーおよびサブサプライヤーのインボイス ・ 原産地証明書など 採掘業者、生産者、または製造業者に関する証拠 ・ 商品またはその構成品の原材料に関する前述の証拠 ・ 採掘、生産または製造の記録など
C) サプライチェーン管理措置に関する情報	・ 強制労働のリスクを防止または軽減し、輸入物品の採掘、生産または製造において確認された強制労働の使用を是正するための内部統制 ・ 輸入者は、提供された文書が、監査済み財務諸表を含む業務システムまたは会計システムの一部であることを証明できなくてはならない
D) 商品の全部または一部が新疆ウイグル自治区で採掘、生産、または製造されていないことを示す証拠	商品のサプライチェーンを追跡する文書（書類の種類については、サプライチェーン追跡情報に関するBを参照）
E) 中国原産の商品の全部または一部が強制労働によって採掘、生産、または製造されていない証拠	・ 商品の生産に関与する全ての事業体を特定するサプライチェーンマップ ・ 中国での商品の生産に関わる各事業体の労働者に関する情報（労働者1人当たりの賃金支払いや生産高など） ・ 労働者の募集、および中国における全ての労働者が募集され、自発的に働いていることを確実にするための内部統制に関する情報 ・ 強制労働の指標を特定するための信頼できる監査と、該当する場合は強制労働の是正

➡ 適法性審査の場合にはBとDの書類を、輸入例外を申請する場合にはA、B、C、Eの書類を用意することが必要。

（出所）CBPの輸入者向けガイダンス（<https://www.cbp.gov/document/guidance/uflpa-operational-guidance-importers>）

Copyright © 2025 JETRO. All rights reserved.
ジェトロ作成。無断転載・転用を禁ず

8 | UFLPAの特徴

1 強制労働の有無に関する立証責任をCBPから輸入者に移転

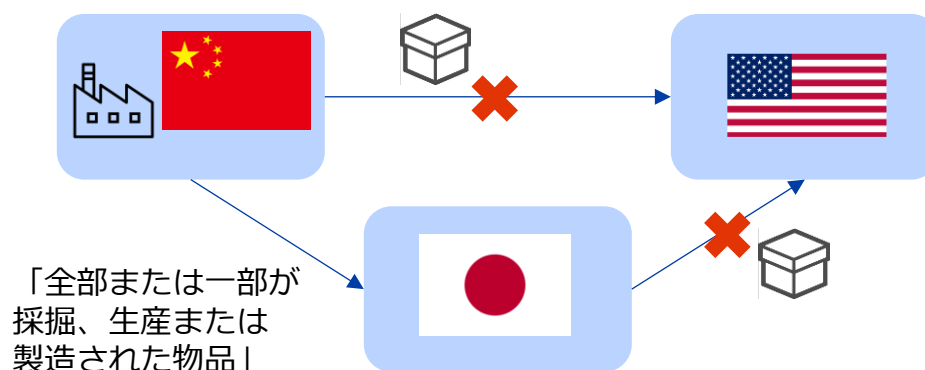
- WROを発令するにあたって、CBPは調査などを経て強制労働の関与を示す合理的な情報を特定する必要がある。一方、UFLPAは「**反証可能な推定**」の導入により、強制労働はないことを輸入者が証明しなければならない。このことから、通商分野に詳しい米法律事務所は、UFLPAが関税法307条に基づくCBPの執行能力を強化した、と指摘。

2 反証期間が短い

- 貨物を差し止められた場合の輸入手続きを比較すると、WROでは反証期間が3カ月与えられているのに対し、UFLPAでは30日間と短く、**輸入者にとって厳しい規則が採用**されている。

3 デミニミス基準のような例外規定がない

- 規制に抵触する原材料・部品の金額または数量が製品全体に占める割合が少数の場合の例外措置（デミニミス規定）はない。輸入物品に少量であっても新疆ウイグル自治区で生産された原材料やUFLPAエンティティー・リスト掲載事業体が生産した原材料が含まれる場合、中国以外の国・地域で実質的変更を加えるような加工がなされた場合でも、UFLPAに基づく輸入差し止めなどの対象になる。
- そのため、原産国や輸出元国が中国ではない、**第三国で生産された製品も差し止め対象**になる。



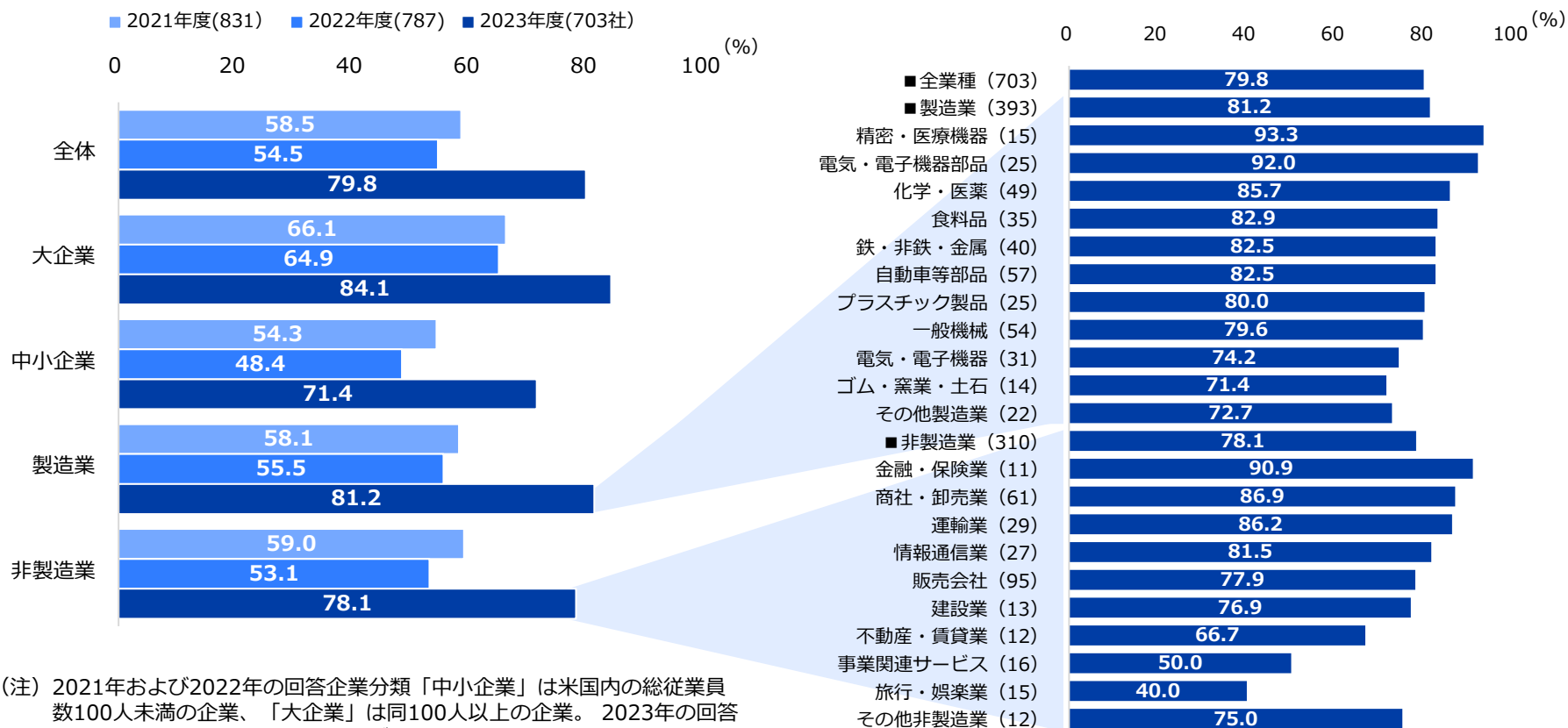
本日の講演内容

- I. 関税法307条に基づく措置
- II. ウイグル強制労働防止法（UFLPA）に基づく措置
- III. 日本企業の対応状況（2023年度調査）**

1 | ビジネスと人権： 8割弱が重要な経営課題と認識

- ビジネスと人権の問題が大きく指摘されるようになってから数年経ち、重要な経営課題として認識する企業の割合は79.8%と、前年（54.5%）から急増。
- 企業規模別では、大企業が中小企業より12.7ポイント高く、業種別では、ほぼ全てで70%を上回った。

人権の問題を重要な経営課題として認識している割合（全体、企業規模、業種別）



（注）2021年および2022年の回答企業分類「中小企業」は米国内の総従業員数100人未満の企業、「大企業」は同100人以上の企業。2023年の回答企業分類「中小企業」は日本本社が日本の中小企業基本法の定める中小企業の範囲に該当する企業、「大企業」は同範囲を上回る企業。

（出所）2023年度 海外進出日系企業実態調査（北米編）<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2023/01/8b026e8e10e30da0.html>

（注）有効回答10社以上の業種のみ掲載。

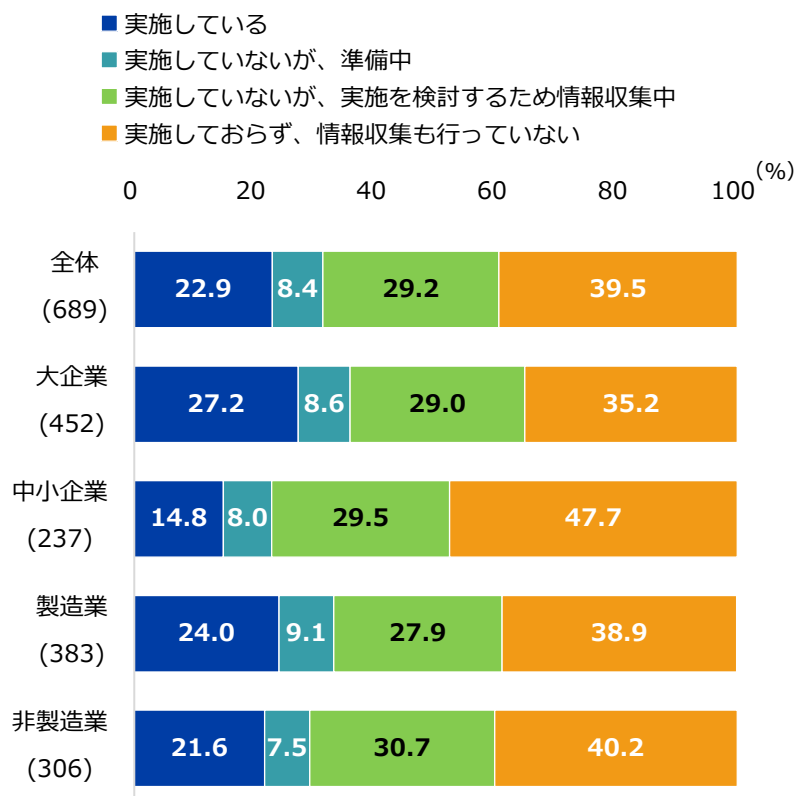
Copyright © 2025 JETRO. All rights reserved.

ジェトロ作成。無断転載・転用を禁ず

2 | ビジネスと人権： 人権デューディリジェンス（DD）実施は道半ば

- 課題認識が高まる反面、人権DD実施企業は22.9%と、前年（25.1%）から低下。大企業の27.2%に対し、中小企業が14.8%と、企業規模により10ポイント以上の差。
- 人手、時間、コストなどのリソース不足などが、実施に向けた課題に。

人権DDを実施しているか（企業規模、業種別）



(注) 企業規模・業種名に併記された括弧内の数値は有効回答企業数。

人権DDを実施している／していない理由（自由記述）

実施している主な理由（自由記述）

- 取引先からの要望の増加、今後必要性が高まると予想されるため
【電気・電子機器部品、自動車等部品、販売会社など】
- 米国のウイグル強制労働防止法（UFLPA）など法令順守
【一般機械、電気・電子機器部品、商社・卸売業など】
- 本社やグループ会社の方針・指示を受けて実施
【精密・医療機器、販売会社、商社・卸売業など】
- 社会的責任、企業価値の向上、レピュテーションリスクの回避を図るため
【一般機械、電気・電子機器部品、その他製造業など】

実施していない主な理由（自由記述）

- 人手、時間、コストなどのリソースが不足しており、実施する余裕がない
【化学・医薬、販売会社、その他製造業など】
- 企業規模や事業性質上、必要ない考えるため
【鉄・非鉄・金属、販売会社など】
- 企業や業界で人権問題に関する認識がない、顧客や本社からの要望がない
【商社・卸売業、その他非製造業など】
- 何から始めればよいかわからない、具体的な手法が分からない
【プラスチック製品、一般機械など】

(注) 自由記述回答は、回答意図を明確にするため、原文の趣旨を損なわ

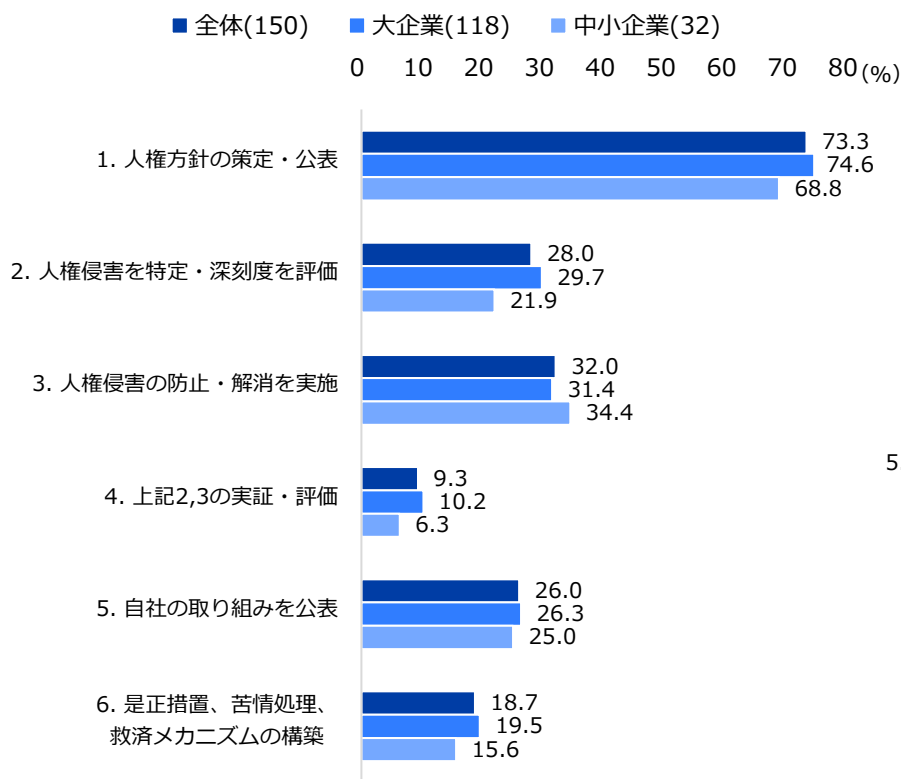
ない範囲で追記修正などを加えている。Copyright © 2025 JETRO. All rights reserved.

(出所) 2023年度 海外進出日系企業実態調査（北米編）<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2023/01/8b026e8e10e30da0.html> ジェトロ作成。無断転載・転用を禁ず

3 | ビジネスと人権： PDCAに基づき持続的に人権DDを実行する企業は1割弱

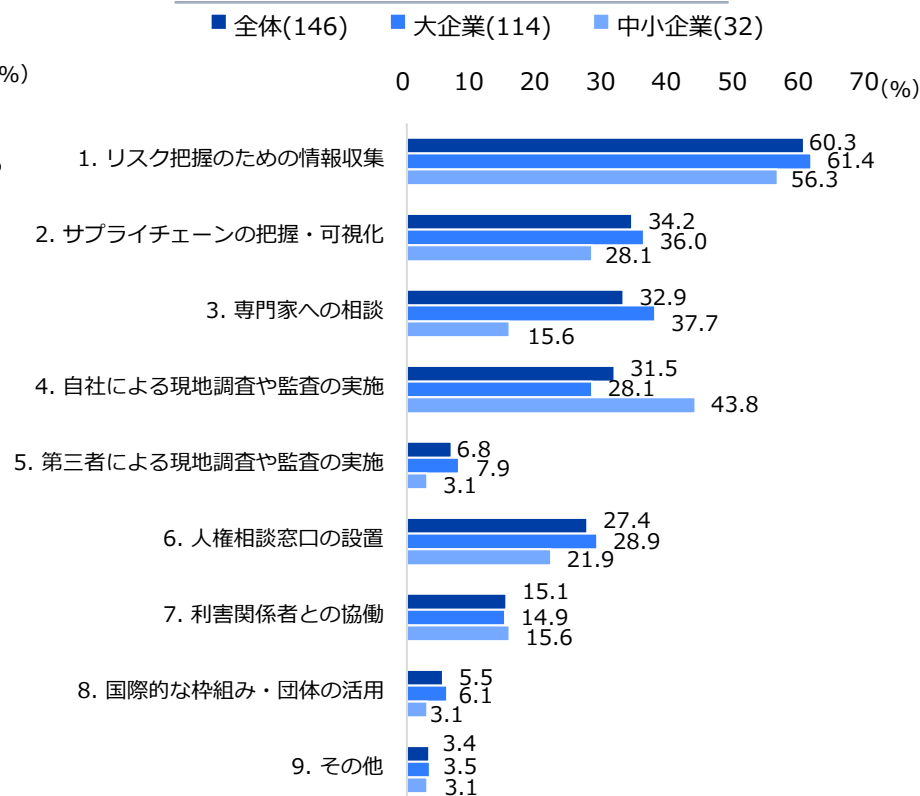
- 「人権方針の策定・公表」をする企業の割合は73.3%だが、方針に基づくPDCAサイクルの持続的な実行（特定、評価、防止、解消の実証・評価）は1割を下回る。
- 人権リスク特定・評価の取り組みは「情報収集」（60.3%）が最多。

人権DDの具体的な取り組み内容（複数選択）



（注）「人権DDを実施している」と回答した企業のみが対象。

人権リスクを特定・評価するための
取り組み内容（複数選択）



（注）人権DDをサプライチェーン等のいずれかの範囲まで実施している企業のみが対象。

参考資料（1）

👉 特集ページ「ウイグル強制労働防止法」では、UFLPAに関する最新動向を随時紹介しています。

https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/uflpa/

JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)

海外ビジネス情報 ▾ サービス ▾ | 国・地域別に見る ▾ 目的別に見る ▾ 産業別に見る ▾

国・地域別に見る ▾ 北米 ▾ 米国 ▾ ウイグル強制労働防止法

米国

米国のコンテンツ一覧 +

特集
ウイグル強制労働防止法

米国では、新疆ウイグル自治区からの輸入品が強制労働で生産されたものではないと企業が明白に証拠を示すことができない限り、同自治区が関与する産品輸入を原則禁止する「ウイグル強制労働防止法」が2022年6月21日から施行されました。ジェトロでは、日本企業がビジネス上留意すべき新たなルールや、各国・地域の反応や見方、同法運用の動向などを随時紹介します。

▼ 最新ニュース ▼ 地域・分析レポート ▼ 法令・ガイダンス

最新ニュース

2025年1月6日	米議会・バイデン政権合同委、UFLPA事業者リストや優先執行分野の拡大
2024年12月19日	日米政府、第2回サプライチェーン上の人権タスクフォース開催、水産品
2024年12月6日	米税関、中国資本のドミニカ共和国企業の製品の輸入を禁止、人権侵害を
2024年12月3日	米商務省、東南アジア4カ国製の太陽電池にアンチダンピング関税の仮決
2024年11月25日	バイデン米政権、UFLPA事業者リストに中国の食品企業など29社追加(中

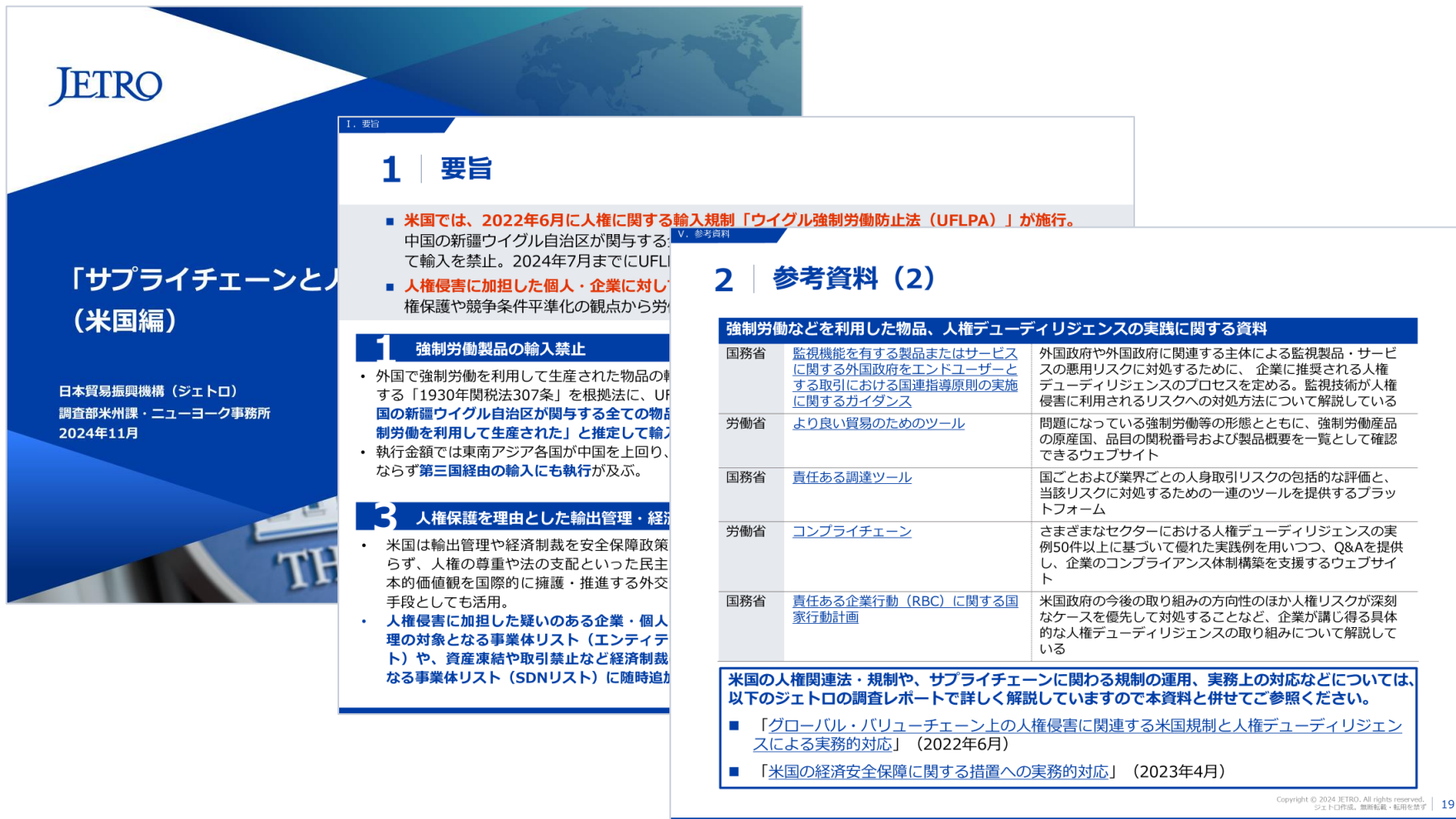
法令・ガイダンス

法令・ガイダンス	発表日	日本語訳	原文
ウイグル強制労働防止法適法性審査追加ガイダンス	2023年2月23日	- ベストプラクティス（暫定仮訳） 📄 (374KB) - ガイダンス日本語訳（暫定仮訳） 📄 (320KB)	- ベストプラクティス原文 📄 (830KB) - ガイダンス原文 📄 (128KB)
米国土安全保障省（DHS） 中華人民共和国における強制労働によって採掘、生産、または製造された物品の輸入を防止するための戦略（UFLPA戦略）	2022年6月17日	- 日本語訳（暫定仮訳） 📄 (1.4MB) - 概要版 📄 (1.2MB)	原文 📄 (1.3MB)
米国土安全保障省（DHS） UFLPAエンティティリスト	2022年6月17日		原文 📄
米国税関・国境警備局（CBP） ウイグル強制労働防止法（UFLPA）「輸入者向けの運用ガイダンス」	2022年6月13日	- 日本語訳（暫定仮訳） 📄 (589KB) - 概要版 📄 (952KB)	原文 📄 (561KB)
ウイグル強制労働防止法（UFLPA）	2021年12月23日		原文 📄 (202KB)

参考資料 (2)

 調査レポート「『サプライチェーンと人権』に関する法制化動向（米国編）（2024年11月）」では、米国における法制化の概要や最近の動向について、輸入規制、輸出管理・経済制裁、通商協定の各側面からまとめています。

<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2024/01/564d77d0383f1f6a.html>



ご清聴ありがとうございました

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部米州課

甲斐野 裕之



03-3582-5545



ORB@jetro.go.jp



〒107-6006
東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階

世界の
ビジネス関連情報
を毎日掲載！

閲覧無料

『ビジネス短信』
はこちら



<https://www.jetro.go.jp/biznews/>

北米無料
メールマガジン
『North American
News Briefs』
毎週配信！

新規登録はこちら



<https://www.jetro.go.jp/mail/list.html>

■ ご注意

本日の講演内容、資料は情報提供を目的に作成したものです。主催機関および講師は資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。本情報の採否はお客様のご判断で行ってください。また、万一不利益を被る事態が生じても主催機関及び講師は責任を負うことができませんのでご了承ください。